

評議員及び役員等の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人貴陽福社会の評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬及び退任慰労金及び弔慰金について定める。

(役員等の定義)

第2条 本規程において役員等とは、当法人の定款第6条において選任された評議員及び定款第16条において選任された理事及び監事をいう。

(報酬の体系)

第3条 役員等の報酬は、会議への報酬及び役員等退任慰労金により構成する。

(報酬等の基準額)

第4条 会議への参加に対する報酬は、無報酬とする。

2 役員等の退任慰労金については、在任年数×10,000円とし、最大50,000円を限度とし、退任時に支給する。

但し、在任年数は1年を単位とし、1年未満の端数月は切り捨てる。

(弔慰金)

第5条 役員等が在任中又は退任後2年以内に死亡した場合には、以下に定める弔慰金を支給することができる。

(1) 役員等が死亡した場合は、弔慰金10,000円を支給する。

(2) 役員等の配偶者又は両親が死亡した場合には、弔慰金10,000円を支給する。

2 前項(1)により弔慰金を支給する場合には、理事長名をもって供花を供える。

(規程の改廃)

第6条 この規程を改廃する場合には、理事会の同意を得て、評議員会にて決議する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。